

就学援助の内容(年間予定額)^{※1}

援助費目	対象者	支給日			合計 (年間予定額 ^{※1})	生活保護世帯 支給項目			
		7月末	11月末	2月末					
学用品費 通学用品費	小学1年	4,280円	4,200円	3,150円	11,630円	×			
	小学2~6年	5,080円	5,040円	3,780円	13,900円				
	中学1年	8,310円	8,240円	6,180円	22,730円				
	中学2・3年	9,110円	9,080円	6,810円	25,000円				
卒業アルバム代等	小学6年	/		11,000円	11,000円	○			
	中学3年			10,000円	10,000円				
校外活動費	小学生	上記支給時期のうち認定通知後の最初の支給日に支給			2,100円	○			
	中学生				3,310円				
体操服費 水泳着費	小学1年				上記支給時期のうち認定通知後の最初の支給日に支給			5,350円	○
	中学1年							5,970円	
新入学児童生徒 学用品費	小学1年	3月頃						64,300円	×
	小学6年							81,000円	
泊を伴う校外活動費	小学生(参加者)	12月以降 学校別に順次支給			限度 3,690円	×			
	中学生(参加者)				限度 6,210円				
修学旅行費	小学生(参加者)	12月以降 学校別に順次支給			限度 22,690円	○			
	中学生(参加者)				限度 59,000円				
通学費 ^{※2}	学校長が認める者	3月頃			実費額相当	×			
自転車通学費 ^{※2} (中学生のみ)	学校長が認める者	3月頃			限度 4,730円	×			
体育実技用具費 (中学生のみ)	中学1年の 用具購入者	3月頃			実費(限度あり)	×			
給食費 ^{※2}	中学生 (小学生はR8年度より 全員無償です)	現物をもって支給 (認定期間中は料金の負担なく 給食が喫食できます)			—	×			
医療費 ^{※2}	対象の病気の児童生徒	学校病医療券の発行			—	○			

※1 年度途中から認定された方の支給額は、年間予定額より少なくなります。

支給額は指定された口座へのお振込み額によってご確認ください。

※2 通学費、自転車通学費、給食費、医療費については、神戸市立の小・中学校および義務教育学校に通っている方のみ支給されます。

◇新入学児童生徒学用品費
小学校：4月から認定されている小学1年のみ支給します(入学前支給対象者は除く)。
中学校：小学6年の3月に支給します。ただし、中学1年の4月から新たに認定された生徒は
中学1年で支給します。

◇泊を伴う校外活動費
行事に参加した児童生徒のみ支給します。(小・中学校在籍中に各1回ずつ)
行事の例・・・小学6年の冬季野外活動や中学1・2年の野外活動

◇修学旅行費
行事に参加した児童生徒のみ支給します。(小・中学校在籍中に各1回ずつ)

◇通学費
学校長が認める交通機関を利用し通学している児童生徒を対象に、合理的及び経済的経路による
実費額相当を支給します。別途、届出が必要です。学校へお問い合わせください。

◇自転車通学費
学校長が自転車通学を認めた生徒に対し、自転車通学にかかる経費の一部を支給します。
別途、届出が必要です。学校へお問い合わせください。

◇体育実技用具費
柔道または剣道の授業を受けている生徒で、用具を学校にて一括購入した場合のみ対象です。
(限度額・・・柔道7,650円、剣道52,900円)

◇医療費
(学校病医療券の発行に
よる援助)
むし歯、慢性副鼻腔炎、アデノイド、中耳炎、トラコーマ、結膜炎、
白癬、疥癬、膿痂疹(とびひ)、寄生虫病の治療にかかる自己負担
額を援助します。
医療機関等を受診する前に、学校へ学校病医療券の発行を申し出て
ください。(詳細は、右のQRコードからご確認ください。)

